

特定秘密保護法の廃止を求める意見書

昨年12月6日、第185回臨時国会において、「特定秘密の保護に関する法律」（以下、「特定秘密保護法」という。）が、野党、報道関係者、日本弁護士連合会、学者文化人、ジャーナリスト、市民団体等の各界から多くの懸念の声が出される中、法案提出から僅か1カ月余り、審議時間は、衆参両院合わせて70時間にも満たないまま可決された。

このように強行制定された「特定秘密保護法」は民主主義を脅かす危険な内容をもっている。

まず第一に、秘密の範囲は、①防衛、②外交、③特定有害活動の防止、④テロリズムの防止の4分野に関する事項とされているが、秘密の指定は政府の裁量でできることとなっているため、その範囲が際限なく広がることになり、国民の知る権利が否定される。また、秘密の指定・解除という運用をチェックする機構を設置するとなっているが、それは行政機関から独立していない機構であるため、チェック機能を果たすことはできない。国政の重要情報は主権者である国民のものであり、そのため国民の知る権利は最大限尊重されなければならないにもかかわらず、「特定秘密保護法」は国民主権の前提をなす国民の知る権利を侵害するものと言わざるを得ない。

第二に、具体的に何が秘密に指定されているかということは公示されず、「何が秘密であるかも秘密」である。そのため、この法律に抵触したとして逮捕・起訴されても、なぜ逮捕・起訴されたかも分からず、裁判でも、弁護士にすら秘密の内容が明らかにされない。これは、近代司法の大原則である罪刑法定主義（いかなる行為が犯罪となり、それに対していかなる刑罰が科されるかについて、あらかじめ成文の法律をもって規定しておかなければ人を処罰することはできないという原則）に反する。

第三に、秘密の期間は、60年まで延長することができ、さらに「政令で定める重要な情報」など7項目は、60年を超えて事実上無期限に秘密とすることができることになっており、今日の情報公開の流れに逆行している。

第四に、秘密を漏らした国家公務員のみならず、秘密を知ろうとするメディアや国民にも重罰を科すことができるものになっており、情報公開を求めた市民団体や弁護士などにも「共謀」、「教唆」、「扇動」罪で懲役を科すことができる。また、報道機関の取材活動そのものが秘密に触れることにもなり、処罰の対象となり得る。

第五に、国会議員も処罰対象とされており、国権の最高機関、唯一の立法機関である国会で知り得た秘密を漏れいしたとされた場合、国会議員さえも懲役の処罰を受ける。これでは、当たり前の議員活動、政党政治が麻痺してしまうことになるとともに、秘密を指定した行政機関の判断だけで国会においても情報公開を拒否できることになっており、これは国政調査権の重大な侵害であり、さらに議員の質問権を奪うことにもなる。

以上のように「特定秘密保護法」は、国民の知る権利、言論・報道等の自由の侵害、国会の機能低下などをもたらすことで、民主主義の根幹を揺るがすものとなっている。

憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則とし、その前文で「これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」と宣言しているにもかかわらず、「特定秘密保護法」は、憲法の「原則」を大きく損なうものとなっている。

よって、国会及び政府に対し、違憲立法とも言える「特定秘密保護法」を廃止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

生 駒 市 議 会